

# 感震ブレーカー設置費用の補助を行います！

東日本大震災の際に出火した火災の過半数は、揺れに伴う電気機器を原因とした火災、停電復旧時の通電火災等による電気関係の出火が原因でした。

今後南海トラフ地震の発生が予想される本地域においても、地震等の際に火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの必要性が高まっていることから、設置費用の一部補助を行います！

## 対象機器

火災防止効果が最も期待できる、**分電盤タイプ**であり、次に合致するものを対象とします。

- ・ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付 2）の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの
- ・ 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付 2）の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの
- ・ 上記2つと同程度の機能を有する一般社団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。**ただし、コンセントタイプ及び簡易タイプを除く。**



分電盤タイプ (内蔵形)



分電盤タイプ (後付形)

「感震ブレーカーチラシ」(経済産業省)を加工して作成

## 対象者

- ① 市内に自らが所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人(設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する場合に限る。)
- ② 市内に自らの居住の用に供するため住宅を新築、増築又は改築する際、感震ブレーカーを設置する個人

※ 賃貸の方は、取り付けの可否について管理会社等にご確認ください。

## 補助上限額

- ① 市内に自らが所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置する場合については、費用の2分の1、上限4万円
- ② 市内に自らの居住の用に供するため住宅を新築、増築又は改築する際、感震ブレーカーを設置する場合については、費用の2分の1、上限1万円

※ 市予算の範囲内での補助となるため、申請件数等によっては申請受付を打ち切ることがあります。

**(注意) 申請は、感震ブレーカーを設置(機器の購入を含む)する前に行っていただく必要があります。**

詳細は長久手市ホームページから「長久手市感震ブレーカー設置補助金交付要綱」を御確認ください。  
(長久手市HP>くらし・手続き>安心・安全>防災>災害への備え>感震ブレーカー設置費用の補助を行います！)

【問合せ先】 長久手市役所安心安全課 電話0561-56-0611

## 感震ブレーカー補助金 手続きの流れ

1. 業者に見積りをもらう（HP 記載の対象機器）※依頼はまだしない
2. 感震ブレーカー取付前のブレーカーの写真を撮る（新築は不要）
3. 位置図を記入（どの部屋のどの部分にブレーカーを設置するのかがわかる簡単な図）
4. 感震ブレーカー設置補助金交付申請書（様式 1・HP からダウンロードが可能）を記入
5. 1～4 で準備をした 4 点（見積り、取付前写真、位置図、記入済の申請書）を安心安全課に提出（窓口又は郵送）
6. 補助金交付決定通知書（補助が可能であるという通知）が郵送で市役所から届く
7. 見積りと同じ内容で設置を依頼する
8. 設置完了後、ブレーカーの写真を撮る
9. 設置完了の書類（様式 6 実績報告書）を記入する。
10. 写真、実績報告書及び領収書を安心安全課まで提出（窓口又は郵送）
11. 補助金額の確定通知書と請求書（様式 8）が市役所から届く
12. 請求書（様式 8）を記入して安心安全課まで提出（窓口又は郵送）
13. 請求書に記載された口座へ補助金が振り込まれる（1 か月程度が目処）

以上になります

郵送の場合の宛先 〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市役所安心安全課 防災消防係 宛

お問い合わせ先 (0561)56-0611 長久手市役所安心安全課